

～国民文化祭の視察経費を支援します～

「岐阜県国民文化祭活動支援事業費補助金」のご案内！

県では、令和6年度の岐阜県大会に向けて、大会運営に係る知見等を広めていただくため、先催県の視察経費を支援する新たな補助金を創設しました。

1. 補助金の概要

対象者 次に掲げるすべての要件を満たす団体

- ①岐阜県内に活動の本拠を置いていること及び主たる事務所が県内に所在していること
- ②代表者及び所在地が明らかで、団体の規約及び会計経理が明確なこと
- ③直近の過去2年間、継続した文化芸術活動の実績を有すること

対象事業

令和3年度に開催される国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭(下記参照)への視察に要する経費

[対象経費] 居住地から開催地までの往復旅費(各団体2名まで/宿泊費は1泊分まで)

[補助金額] 補助対象経費の1/2以内の額

◆令和3年度に開催される国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭

| 名称 | 開催地 | 会期 |
|---------------------------|------|-------------------|
| 第35回国民文化祭/第20回全国障害者芸術・文化祭 | 宮崎県 | 7/3(土)～10/17(日) |
| 第36回国民文化祭/第21回全国障害者芸術・文化祭 | 和歌山県 | 10/30(土)～11/21(日) |

2. 申請期間

- ・宮崎県大会：令和3年4月1日(木)～9月17日(金)【必着】
- ・和歌山県大会：令和3年4月1日(木)～10月21日(木)【必着】

※予算の都合上、期間内であっても申請を締め切る場合があります。

3. 申請方法

申請書類に必要書類を添付し、申請期間内に下記申込先へ郵送により提出してください。(持込み、FAX及びメールでの受取りはできませんのでご注意ください。)

申請書類等は、(公財)岐阜県教育文化財団HPからご覧いただけます。

《お申込み・お問い合わせ先》

〒502-0841 岐阜市学園町3-42 ぎふ清流文化プラザ1階

(公財)岐阜県教育文化財団 県民文化課 宛て

(TEL 058-233-8161 HP <https://www.g-kyoubun.or.jp/>)

岐阜県国民文化祭活動支援事業費補助金 主なQ A

★補助金の交付申請をすれば、必ず補助金は交付されますか。

当該補助金は予算の範囲内で交付するため、申請団体（以下「団体」という）が多い場合等は交付できない場合もありますので、あらかじめご承知おき下さい。

★宮崎県と和歌山県の両方を視察する場合、補助金の対象となりますか。

いずれか一方の視察経費のみが対象です。

★視察するイベント・事業は、申請者が自由に選択できますか。

原則として、申請者の自由とします。ただし、同一分野の団体が同じイベント等を視察する場合、視察場所の変更をお願いする場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

★自家用車やレンタカー、タクシー利用でも補助金の交付対象となりますか。

原則、公共交通機関の利用が対象となります。

ただし、「公共交通機関では開催時間に間に合わない」、「視察会場の近くに最寄り駅、バス停がない」など、特段の理由がある場合は、使用を認める場合がありますので、個別に（公財）岐阜県教育文化財団（以下「財団」という）までご相談ください。

なお、レンタカーやタクシーについては、会場最寄りの空港又は駅からといった最小限の利用としてください。

その際は、各種領収書等の必要書類を提出していただきます。

★宿泊料に上限はありますか。

県内におけるビジネスホテル（シングル）の一般的な料金（1人当たり9,800円を上限）を補助対象経費とします。なお、朝食代等の飲食費は補助対象外となります。

★他の助成金等とあわせて受給することはできますか。

国、県（県出資の財団法人等）及び財団から助成金等を受給する場合の補助対象経費は、視察に要する往復旅費から当該助成金等を差し引いた額が補助対象となります。

その他詳細につきましては、募集要項や以下のHPをご確認ください。

➤ 財団HP <<https://www.g-kyoubun.or.jp/>>